

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月2日

【会社名】 ヤマト・インダストリー株式会社

【英訳名】 YAMATO INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉 浦 大 助

【本店の所在の場所】 埼玉県川越市大字古谷上4 2 7 4 番地

【電話番号】 049(235)1234(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部統括 茂 木 久 男

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区上野三丁目9番1号

【電話番号】 03(3834)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 藤 元 勝 利

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 別途積立金及び利益準備金の額の減少の件

1. 別途積立金の減少の要領

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

減少する積立金の額

別途積立金 1,803,505,533円

増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 1,803,505,533円

2. 利益準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

減少する準備金の額

利益準備金 124,283,000円

増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 124,283,000円

3. 別途積立金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成27年8月4日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

企業価値のさらなる向上を目指し、経営体制の一層の強化と充実を図るための代表取締役の異動に伴い所定の変更を行うものであります。

会社法の一部を改正する法律（平成26年6月27日法律第90号。）による「監査等委員会設置会社」の法制化に合わせて執行に対する取締役会の監査機能強化、および社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的とし、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるべく、「監査等委員会設置会社」に移行し、ガバナンスの強化を図るものです。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

岩本宣頼、杉浦大助、永田耕太郎、重岡幹生、茂木久男、永田博太郎を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

鏡味孝房、渡邊正博、尾崎貴章を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和61年1月開催の臨時株主総会において年額240,000,000円以内（使用人兼務取締役の使用人給と相当額は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額240,000,000円以内（使用人兼務取締役の使用人給と相当額は含まない。）と定めることとさせていただきたいと存じます。現在の取締役は6名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬は平成5年6月開催の第38回定時株主総会において年額30,000,000円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30,000,000円以内（うち社外取締役分20,000,000円以内）と定めることとさせていただきますと存じます。

現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 別途積立金及び利益準備金の額の減少の件	6,807	41		(注)1	可決 (99.4)
第2号議案 定款一部変更の件	6,807	41		(注)2	可決 (99.4)
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く） 6名選任の件					
岩本宣頼	6,806	42			可決 (99.4)
杉浦大助	6,807	41			可決 (99.4)
永田耕太郎	6,807	41		(注)1	可決 (99.4)
重岡幹生	6,807	41			可決 (99.4)
茂木久男	6,807	41			可決 (99.4)
永田博太郎	6,806	42			可決 (99.4)
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
鏡味孝房	6,807	41			可決 (99.4)
渡邊正博	6,806	42		(注)1	可決 (99.4)
尾崎貴章	6,806	42			可決 (99.4)
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く） の報酬額設定の件	6,800	48		(注)1	可決 (99.3)
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	6,795	53		(注)1	可決 (99.2)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

